












私たちは、「二輪車リサイクルシステム」に自主的に取組んでいます。

参加事業者一覧

2020年4月1日時点

事業者コード	参加事業者	引取ブランド	お問合せ先
100	本田技研工業(株)	 HONDA	0120-086-819 (お客様相談センター) http://www.honda.co.jp/motor-recycle/index.html
110	ヤマハ発動機(株)	 YAMAHA	0120-090-819 0538-32-1166 (お客様相談室) https://www.yamaha-motor.co.jp/mc/recycle/
120	スズキ(株)	 SUZUKI	0120-402-253 (お客様相談室) http://www1.suzuki.co.jp/motor/recycle/index.html
130	川崎重工業(株)	 Kawasaki	0120-400-819 078-925-2003 (お客様相談室) https://www.kawasaki-cp.khi.co.jp/environment/recyc01.html
180	(株)イーケー	ADIVA, プジョー 	048-994-1881 http://www.eka.co.jp/recycle/index.html
190	(株)プレストコーポレーション	ヤマハ輸入車等、ピアジオ 	03-5419-8231 http://www.presto-corp.jp/recycle/index.php
200	(株)ブライト	カワサキ輸入車 	078-326-6515 http://www.bright.ne.jp/cgi-bin/recycle/
210	ドゥカティジャパン(株)	ドゥカティ 	0120-030-292 (お客様相談窓口) http://www.ducati.co.jp/recycle.do
220	ビー・エム・ダブリュー(株)	BMW Motorrad 	0120-269-437 (BMWカスタマー・インタラクティブセンター) http://www.bmw-motorrad.jp/ja/index.html
250	SPK(株)	スズキ輸入車 	03-3450-3895 http://www.spk.co.jp/guide/
260	キムコジャパン(株)	KYMCO 	0120-04-6165 (カスタマーサポートセンター) http://www.kymcojp.com/

各参加事業者が、各々、正規販売している車両に限ります。(並行輸入車両等、参加事業者以外が販売した車両は、お引取りできません。) 参加事業者情報は変更となる場合があります。最新情報は自動車リサイクル促進センターのホームページ、または各参加事業者にご確認ください。

注意

2020年3月31日をもって、二輪車リサイクルシステムの参加事業者であった以下の5社が脱退します。
脱退する事業者が販売した車両については、2020年4月1日以降、二輪車リサイクルシステムではお引き受けできません。
廃棄を希望される際は、各社のお問合せ先にご確認ください。

事業者コード	脱退事業者	引取ブランド	お問合せ先
150	(株) MV AGUSTA JAPAN	MVアグスタ、バスクパネ (2013年製造以降の497ccに限り)、カシバ 	0538-23-0861
160	Piaggio Group Japan(株)	アプリリア、モトグッツィ (2010年輸入車以降)、ドゥカティ、ベスパ 	03-3453-3903
170	(株)福田モーター商会	モトグッツィ (2009年輸入車以降まで) 	03-3630-9751
230	トライアンフモーターサイクルズジャパン(株)	トライアンフ 	03-6809-5233
240	(株)エムズ商会	SYM 	045-568-6512

ご不明な点は
コールセンター または
自動車リサイクル促進センター
のホームページにて
ご確認ください。

二輪車リサイクル コールセンター

TEL 050-3000-0727

受付時間 (土日・祝日・年末年始等を除く)
9:30~17:00

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター

https://www.jarc.or.jp/motorcycle/

ご家庭のバイクを二輪車リサイクルシステム以外の方法で廃棄処分される場合、以下をご確認ください。

- ・ご家庭のバイクをリユース (中古売買、部品活用等) せず廃棄処分する場合、そのバイクは「一般廃棄物」となります。
- ・「一般廃棄物」を回収する業者には、各市区町村の「一般廃棄物処理業の許可」が必要です。
- ・許可を得た業者は、許可証を携帯し、運搬車両に許可番号を掲示しています。

※「産業廃棄物処理業の許可」や「古物商の許可」では回収できません。詳しくは、お住まいの市区町村にお訊ねください。



2020/3/1発行

発行元：公益財団法人 自動車リサイクル促進センター 二輪車事業部

二輪車リサイクルシステム ご利用のご案内



乗らなくなったら、まずはリユース。
最後の手段がリサイクル。

私たちの暮らしの中では「使用済み製品の再資源化＝リサイクル」が増えています。
こうした循環型社会の実現に、オートバイ業界も力を入れていただいていることをご存じですか。
2004年10月から二輪車メーカー等が「二輪車リサイクルシステム」に自主的に取組んでいます。

バイクを処分をお考えの方、まずはお近くの廃棄二輪車取扱店にご相談ください。
大切にお使いいただいたバイクを適正に査定し、まだ乗れる・使えるならリユース。
もう乗れない、使えないなら最後にリサイクル。
私たちは循環型社会の一員として、社会との共生を目指して参ります。

限りある資源の有効活用にご協力をお願いします。